

入 札 公 告

次のとおり総合評価落札方式による一般競争入札に付します。

令和 8 年 7 月 2 7 日

国立研究開発法人水産研究・教育機構
開発調査センター所長 山下 秀幸

1. 調 達 内 容

- (1) 調 達 件 名 船上箱詰め装置の試設計
- (2) 調 達 仕 様 入札説明書による
- (3) 履 行 期 限 令和 9 年 3 月 2 日
- (4) 履 行 場 所 入札説明書による。

2. 競 争 参 加 資 格

- (1) 国立研究開発法人水産研究・教育機構契約事務取扱規程（平成 1 3 年 4 月 1 日付け 1 3 水研第 6 5 号）第 1 2 条第 1 項及び第 1 3 条の規定に該当しない者であること。
- (2) 令和 7・8・9 年度国立研究開発法人水産研究・教育機構競争参加資格又は全省庁統一資格の「役務の提供等」の業種「調査・研究」又は「その他」で「A」、「B」、「C」又は「D」いずれかの等級に格付けされている者であること。
- (3) 国立研究開発法人水産研究・教育機構理事長から物品の製造契約、物品の販売契約及び役務等契約指名停止措置要領に基づく指名停止を受けている期間中でないこと。
ただし、全省庁統一資格に格付けされている者である場合は、国の機関の同様の指名停止措置要領に基づく指名停止を受けている期間中でないこと。ただし、地方公共団体を除く。
- (4) 暴力団による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 7 7 号）第 3 2 条第 1 項各号に掲げる者でないこと。

3. 入札方法及び提案書等の提出方法

(1) 入 札 方 法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 1 0 0 分の 1 0 に相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 1 1 0 分の 1 0 0 に相当する金額を入札書に記載すること。

(2) 提案書等の提出方法

入札説明書のうち応札資料作成要領に定めるところにより、入札者は、提案書、誓約書及び提案書頁番号欄に該当頁を記載した評価項目一覧を、下記 6. の入札書及び提案書等の提出期限までに提出場所に正 1 部を提出するとともに電子媒体にてメール送信すること。

4. 入札説明書等の交付方法

競争参加希望者は、以下により入札説明書等（入札説明書、入札心得書、契約書案、入札書様式、委任状様式等）の交付を受けること。入札説明書には、応札資料作成要領、評価項目一覧、評価手順書を含む。

①直接交付

神奈川県横浜市神奈川区新浦島町 1-1-2 5
国立研究開発法人水産研究・教育機構
開発調査センター開発業務課
電 話 0 4 5-2 7 7-0 1 7 9
F A X 0 4 5-2 7 7-0 2 0 9

②

宅配便着払いによる交付
任意様式に「船上箱詰め装置の試設計入札説明書宅配

便着払いにて希望」と記入し、社名、担当者名、住所、電話番号を記載のうえ、上記①あてFAX送信すること。

③メールによる交付

任意書式に「船上箱詰め装置の試設計入札説明書メールにて希望」と記入し、社名、担当者名、メールアドレス、電話番号を記載のうえ、上記①あてFAX送信すること。

5. 入札説明会の日時及び場所等

仕様書等に関し質疑がある場合には、令和8年8月5日までに上記4. あてにメール（アドレスは入札説明書に記載）又はファックスにて質疑を行うこと。当日までの質疑を取りまとめ、回答は入札説明書受領者全員に対して行うとともに当機構のホームページにて公表することにより入札説明会に代える。

なお、当該日以降に質疑が発生した場合も随時受け付け、同様に対応する。

ただし、質疑内容に個人に関する情報であって特定の個人を識別し得る記述がある場合及び法人等の財産権等を侵害するおそれのある記述がある場合には、当該箇所を伏せ又は当該質疑を公表せず、質疑者のみに回答することがある。

6. 入札書及び提案書等の提出期限及び提出場所

令和8年8月25日 17時00分

4. ①に同じ

入札書及び提案書等は上記日時までに提出するが、開札は提案書等の審査を終了した下記8. の日時及び場所にて行う。

7. 提案書等の審査

入札者が提出した提案書等は、評価項目一覧（提案要求事項）に記載している評価基準に基づき、点数を決定する。評価項目のうち必須項目については、全て満たなければ不合格となる。

8. 開札の日時及び場所等

令和8年9月1日 13時30分

神奈川県横浜市神奈川区新浦島町1-1-25

GRC横浜ベイリサーチパーク 6階

国立研究開発法人水産研究・教育機構 会議室

開札後、価格点の計算及び技術点との合計作業があるため、落札者の決定まで時間を要することがある。

また、上記7. で不合格となった者の入札書は、開札しない。

9. その他

(1) 契約手続きにおいて使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨。

(2) 入札保証金及び契約保証金

免除。

(3) 入札の無効

本公告に示した競争参加資格のない者の提出した入札書及び入札に関する条件に違反した入札書は無効とする。

(4) 契約書作成の要否

要。

(5) 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内で、入札説明書等で示す要求事項のうち必須項目の要求を全て満たしている提案をした入札者の中から、総合評価の方法をもって落札者を定めるものとする。ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあると認められる場合は、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札し、入札説明書等で示す要求事項のうち必須項目の要求を全て満たしている提案をした他の者のうち総合評価の方法をもって落札者を決定することがある。

(6) 入札者は、入札の際に国立研究開発法人水産研究・教育機構の資格審査結果通知書写し又は全省庁統一資格の資格審査結果通知書写しを提出すること。

(7) 詳細は入札説明書による。

10. 契約に係る情報の公表

- (1) 公表の対象となる契約先
次の①及び②いずれにも該当する契約先
- ① 当機構において役員を経験した者（役員経験者）が再就職していること又は課長相当職以上の職を経験した者（課長相当職以上経験者）が役員、顧問等※注1として再就職していること
 - ② 当機構との間の取引高が、総売上高又は事業収入の3分の1以上を占めていること※注2
- なお、「当機構」とは、改称前の独立行政法人水産総合研究センター及び国立研究開発法人水産総合研究センター、統合前の独立行政法人水産大学校を含みます。
- ※注1 「役員、顧問等」には、役員、顧問のほか、相談役その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、経営や業務運営について、助言すること等により影響力を与えると認められる者を含む。
- ※注2 総売上高又は事業収入の額は、当該契約の締結日における直近の財務諸表に掲げられた額によることとし、取引高は当該財務諸表の対象事業年度における取引の実績による。
- (2) 公表する情報
上記(1)に該当する契約先について、契約ごとに、物品役務等の名称及び数量、契約締結日、契約先の名称、契約金額等と併せ、次に掲げる情報を公表する。
- ① 当機構の役員経験者及び課長相当職以上経験者（当機構OB）の人数、職名及び当機構における最終職名
 - ② 当機構との間の取引高
 - ③ 総売上高又は事業収入に占める当機構との間の取引高の割合が、次の区分のいずれかに該当する旨
 - ④ 一者応札又は一者応募である場合はその旨
- (3) 当機構に提供していただく情報
- ① 契約締結日時点で在職している当機構OBに係る情報（人数、現在の職名及び当機構における最終職名等）
 - ② 直近の事業年度における総売上高又は事業収入及び当機構との間の取引高
- (4) 公表日
契約締結日の翌日から起算して原則として72日以内（4月に締結した契約については原則として93日以内）
- (5) その他
当機構ホームページ（契約に関する情報）に「国立研究開発法人水産研究・教育機構が行う契約に係る情報の公表について」が掲載されているのでご確認いただくとともに、所要の情報の当機構への提供及び情報の公表に同意の上で、応札若しくは応募又は契約の締結を行っていただくようご理解とご協力をお願いします。
- なお、応札若しくは応募又は契約の締結をもって同意されたものとみなさせていただきますので、ご了解願います。

11. 公的研究費の不正防止にかかる「誓約書」の提出について

当機構では、国より示された「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」（平成19年2月15日文部科学大臣決定）に沿って、公的研究費の契約等における不正防止の取り組みを行っており、取り組みのひとつとして、取引先の皆様に「国立研究開発法人水産研究・教育機構との契約等にあたっての注意事項」（URL：https://www.fra.go.jp/home/keiyaku/files/plledge_requestnote_contract2.pdf）をご理解いただき、一定金額以上の契約に際して、当該注意事項を遵守する旨の「誓約書」の提出をお願いしています。公的研究費の不正防止関係書類（①公的研究費の不正防止にかかる「誓約書」の提出について、②国立研究開発法人水産研究・教育機構との契約等にあたっての注意事項、③誓約書）は、入札説明書に添付しますので、契約相手方となった場合は、誓約書の提出をお願いします。

なお、当機構の本部、研究所、開発調査センター、水産大学校いずれか1箇所に1回提出していただければ、当機構内の次回以降の契約では再提出する必要はありません。

業 務 仕 様 書

1. 件名

船上箱詰め装置の試設計

2. 業務目的

現在、我が国におけるサンマの水揚げ製品形態の大部分は生鮮品（生サンマ）で占められており、水揚げ後は鮮魚流通や加工用途のほか、一部は陸上凍結処理後に在庫保管される場合もある。生鮮水揚げが主体の我が国のさんま漁業において、昨今の海洋環境変動に伴う漁場遠隔化は、漁場往復日数の増加と漁場滞在日数の減少に伴う生産性低下や必要経費の増加による利益率の悪化をもたらしている。一方、さんま資源を同様に利用している諸外国の漁船では船凍品生産により長期間の漁場滞在を実現しており、我が国のさんま漁業においても船凍品生産による生産性向上に目を向ける段階にある。すなわち、国内へのサンマの安定供給を図るためには、海洋環境変化に柔軟に対応可能な新たな漁業生産体制として大型冷凍加工漁船の導入が想定される。

大型冷凍加工漁船における船凍品の生産方法については、収益性を十分に確保することや将来的な担い手不足への懸念も考慮すると、可能な限りの機械化・自動化を進めて少人数で対応可能な方式にすることが求められる。特に、船上でのサンマの箱詰め作業は、乗組員の人手による対応では生産可能な数量が著しく少なくなることが想定され、最も機械化・自動化を進めるべき作業となる。

以上の背景を踏まえて、本業務は、大型冷凍加工漁船に搭載可能な船上箱詰め装置に求められる仕様や性能を定めるための知見を得るため、当該装置の試設計を行うことを目的とする。請負者は、国立研究開発法人水産研究・教育機構開発調査センター（以下、「開発調査センター」とする。）との協議内容や指示に基づき、本業務の目的を達成するために以下の項目に対応する。

- (1) サンマを対象とした船上箱詰め装置の試設計に係る事前検討
- (2) 事前検討結果を踏まえた船上箱詰め装置の試設計に係る各種対応

3. 納品場所

神奈川県横浜市神奈川区新浦島町 1－1－25 GRC 横浜ベイリサーチパーク 6 階
国立研究開発法人水産研究・教育機構 開発調査センター

4. 業務期間

契約締結日から令和 9 年 3 月 2 日（火）

5. 業務内容の詳細

(1) サンマを対象とした船上箱詰め装置の試設計に係る事前検討

1) 当該装置に関する構想設計を行うこと。構想設計の際は、少なくとも以下の項目について開発調査センターとの協議により方針を決定すること。

- 試設計の対象とする処理の範囲（人手ではなく装置を介して行う処理の範囲）
- 想定される使用環境および設置場所
- 要求仕様（最低限必要な処理速度あるいは時間当たりの処理量など）
- サンマの箱詰めに使用する箱のサイズ

2) 船上での利用を想定した生鮮さんまの箱詰め装置が有する処理機構について、以下で示す①、②および③の各処理機構に示した選択肢（A、BおよびC）の組み合わせに応じた試設計パターンを、3パターン以上を創出すること。なお、試設計パターンの創出にあたっては、開発調査センターと協議しながら決定すること。

① 定貫製品の作製に係る重量あるいは尾数を計測する機構

A：重量

B：尾数

（参考）想定される重量の計測方式の例

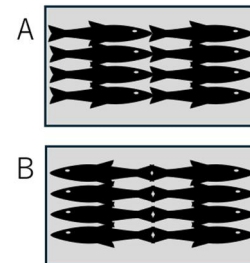
- ロードセル等のセンサーを用いたデジタル式（ただし、船体動揺補正機能を有する必要あり）
- 天秤ばかりのような分銅との釣り合いで重量を読み取る機械式

② 魚体の頭部尾部方向を揃える機構

A：全ての魚体の頭部が箱の片方の短辺に垂直方向に一定になるように揃える

B：概ね半数ずつの魚体の頭部が箱のいずれかの短辺に垂直方向に一定になるように揃える

C：頭部尾部方向を揃えない



③ 魚体の背腹方向を揃える機構

A：あり

B：なし

④ 箱詰め機構

A：全自動

B：一部を人手による対応を想定

3) 上記の1)および2)で定めた以外の試設計に必要な各種条件等について、開発調査センターと協議した上で必要に応じて定めること。

(2) 事前検討結果を踏まえた船上箱詰め装置の試設計に係る各種対応

1) 前項(1)で決定した装置が有する処理機構の組み合わせパターン毎に、船上箱詰め装置の試設計を行うこと。試設計の際は、可能な限り省スペース（高さ方向も含む）および軽量化を図ること。

- 2) 試設計では、装置の基本仕様や全体図面とともに、一連の処理工程および主たる処理工程毎の装置の仕組みが示されたイラスト図等を含む設計書や図面を作成すること。
- 3) 試設計パターン毎に装置のサイズ（必要となる設置空間の広さ）と重量を示すこと。

6. 業務の進め方

請負者は、以下の点を考慮して本業務を進めること。

- (1) 契約締結後、直ちに業務実施計画の協議を開発調査センターと行うこと。また、業務実施に係る各種検討の際は、開発調査センターとの協議を経ること。
- (2) 本請負業務の期間中、開発調査センターからの業務進捗に関する問い合わせがあった場合は随時報告すること。報告は任意様式の書面にて担当職員に電子メールにて送付すること。
- (3) 本業務の結果報告会を令和9年2月末までに行うこと。結果報告会はプレゼンテーション方式とし、プレゼンテーションに用いた資料等を担当職員に共有すること。最終報告会の開催は、担当職員の指示する日時においてオンライン会議で開催することとし、請負者は日程およびオンライン会議の実施方法の調整に応じること。

7. 企画提案書の提出

- (1) 本業務の請負を希望する者は、応札にあたって以下の各項に従って作成した企画提案書を提出すること。詳細は別添の応札資料作成要領を参照のこと。
- (2) 上記5. 業務内容の詳細に記載された各業務の内容に応じて想定される具体的な実施計画を詳しく記すこと。
- (3) 上記5. 業務内容の詳細に記載された各業務以外に、本業務の目的を達成するために有益な実施内容を必要に応じて提案し、具体的な方法を記すこと。
- (4) 請負者が本業務に関連する知的財産権を保有する場合や既存の取り扱い製品等が存在する場合（あるいは過去に保有していた場合も含む）は、それらに関する資料や情報等を企画提案書に含むことを妨げない。

8. 成果物

本業務の成果物として、本業務で得られた全ての情報やデータ、知見等を取りまとめた報告書を令和9年2月15日（月）までに担当職員に提出すること。報告書の様式は任意とし、電子ファイルにて提出すること。

9. その他

- (1) 詳細については担当職員の指示に従うこと。
- (2) 請負者は、本業務により知り得た事項や情報等を第三者に漏らしてはならない。
- (3) 本業務で得られた全ての情報や知見等ならびに成果物等として提出された各種書面や資料および報告書は開発調査センターに帰属する。

- (4) 本業務で取得した全ての写真や動画等は成果物として全て開発調査センターに提出すること。また、提出された全ての写真や動画等の著作権は開発調査センターに帰属する。
- (5) 本業務の成果で知的財産権が発生し得る場合は、開発調査センターは請負者から承継するものとする。ただし、産業技術力強化法第17条（日本版バイ・ドール制度）に基づき、開発調査センターが請負者から当該の知的財産権を承継しないことができるものとする。詳細については本業務の契約時に定める。
- (6) 本業務の成果物を開発調査センター又は開発調査センターが指定する第三者が利用するに当たり、請負者が本業務の契約締結前から保有する知的財産権その他の権利の利用又は実施が必要となる場合、請負者は、当該成果物の利用に必要な範囲で、当該権利の利用又は実施を許諾するものとする。なお、当該許諾の具体的な範囲、条件その他必要な事項については、本業務の契約時に別途協議の上、定めるものとする。